

第2回

著作権法の一部改正に係る 説明会を実施します

このたび、「著作権法の一部を改正する法律」が、一部の規定を除いて、平成31年1月1日に施行されました。本改正は、第35条（学校その他の教育機関における複製等）の改正等教育機関に影響を及ぼす内容を含むものとなっております。

これらの法的背景を鑑み、本学としても社会的規律を遵守し、円滑な教育・研究活動を行うため、関連の知識を深めることを目的に、下記のとおり説明会を開催いたします。対象の方々におかれましては、是非ご参加くださいますようお願い申し上げます。

日時 令和元年6月18日(火) 15時～17時10分 (受付 14:30～)

場所 筑波キャンパス 大学会館国際会議室
東京キャンパス 文京校舎1階134講義室
(TV会議システムによる)

**講演
1**

「著作権法改正とSNSを利用した
大学教育の情報発信について」
和知 剛 氏 (郡山女子大学短期大学部講師)

**講演
2**

「教育研究従事者が知っておくべき
改正著作権法の知識」
石島 寿道 氏 (一般社団法人 学術著作権協会事務局長)

対象 教職員, 院生, 各部局等の長等

事前申込不要

担当：学術情報部アカデミックサポート課

村上 (内2357) E-mail : murakysk@tulips.tsukuba.ac.jp

菌部 (内2360) E-mail : sonobea@tulips.tsukuba.ac.jp